

いすみ市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が主体となり実施する骨髄バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき日本赤十字社と都道府県等の協力により行われている骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下同じ。）において、骨髄・末梢血幹細胞の提供者（以下「ドナー」という。）となった者及びドナーが従事している事業所に対し、いすみ市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進とドナー登録の増加を図ることを目的とする。

(助成対象者等)

第2条 助成金の交付の対象となるドナーは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンクが主体となり実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けたもの
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 他の地方公共団体からこの告示による助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者

2 助成金の交付の対象となる事業所は、前項に規定するドナー（個人事業主を除く。）が従事している国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）であって、当該事業所の所在地における市区町村税の滞納がないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項に掲げるドナー 1回につき10万円
- (2) 前条第2項に掲げる事業所 ドナー1人につき5万円

(交付の申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号）又はいすみ市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第2号）により骨髄・末梢血幹細胞の提

供を完了した日から90日以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、いすみ市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、前条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者について適用する。